

## 川崎市青少年科学館マスコットキャラクター「かわさきぷりん」着ぐるみ貸出要綱

(24川教青科第79号 平成24年4月1日 教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市青少年科学館マスコットキャラクター「かわさきぷりん」の着ぐるみを貸し出す場合における必要事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出)

第2条 着ぐるみの貸出を希望する者は、あらかじめ川崎市青少年科学館長（以下「館長」という。）の承認を受けなければならない。

(貸出の承認申請)

第3条 前条の承認を受けようとする者は、川崎市青少年科学館マスコットキャラクター「かわさきぷりん」着ぐるみ貸出承認申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を館長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書は、引渡希望日の十日前までに提出するものとする。

(貸出の承認・不承認)

第4条 館長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容が次のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の政党、政治、宗教活動に利用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 自己のマスコットとして使用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (4) 川崎市青少年科学館の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められる場合
- (5) 定められた使用方法によって使用しないと認められる場合
- (6) その他、館長が適当でないと認める場合

2 館長は、前項の規定による申請を承認又は不承認とするときは、川崎市青少年科学館マスコットキャラクター「かわさきぷりん」着ぐるみ貸出承認・不承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(貸出対象者)

第5条 貸出対象者は次のとおりとする。

- (1) 川崎市内に活動の拠点を置き、その主たる構成員が市内在住又は在勤の各種団体、市民グループ、企業等。
- (2) その他、館長が適当と認めた者。

(使用者の遵守事項)

第6条 着ぐるみの貸出承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- (2) 着ぐるみを着用する者は、18歳以上とする。
- (3) 貸出期間(使用期間)は、原則として1週間以内とする。
- (4) 貸出に伴う搬出入及び中に入る人の手配は、使用者が行うこと。
- (5) その他、別に定める川崎市青少年科学館マスコットキャラクター「かわさきぷりん」着ぐるみ貸出時の注意事項を遵守すること。

(承認の取消)

第7条 館長は、使用者がこの要綱及び承認内容に違反していると認められるときは、貸出承認を取り消すことができる。

- 2 館長は、前項の規定により使用承認を取り消した場合は、使用者に対し、川崎市青少年科学館マスコットキャラクター「かわさきぷりん」着ぐるみ貸出承認取消通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(使用中の事故等)

第8条 着ぐるみ使用中に発生した事故等については、使用者の責に帰するものとする。

(損害賠償)

第9条 着ぐるみの損傷を生じさせた場合は、使用者の責任において修理・修復するものとする。また、修理・修復が困難な状態までに損傷した場合は、使用者が実費弁償するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

川崎市青少年科学館マスコットキャラクター「かわさきぷりん」  
着ぐるみ貸出時の注意事項

- (1) 着ぐるみ使用時は、周囲の安全に十分配慮するとともに、必ず補助者を一人以上つけること。
- (2) 着ぐるみ内部は暑くなるため、中に入る人は水分補給を十分行い、健康管理に留意すること。また、30分以上の着用は避けること。
- (3) 着ぐるみの中に入る人は、160cm～170cm程度の人とする。
- (4) 着ぐるみは大切に扱い、火気・水気には近づけないこと。また、雨天時の屋外使用は行わないこと。
- (5) キャラクターのイメージを保つため、着用中は声を出さないこと。また、公衆の面前での着脱は行わないこと。
- (6) 化粧等は必ず落としてから着ぐるみを着用すること。
- (7) 使用後は、直接肌に触れた部分は裏返し、消臭スプレー等を噴射の上、風通しの良い場所で陰干しをし、十分乾燥させてから返却すること。また、汚れがひどい場合は、クリーニング等を行い原状復帰してから返却すること。
- (8) 着ぐるみは改造しないこと。

(第1号様式)

川崎市青少年科学館マスコットキャラクター「かわさきぷりん」着ぐるみ貸出承認申請書

平成 年 月 日

(あて先) 川崎市青少年科学館長

(申請者) 所在地 (住所)

団体名

代表者名 (氏名)

次のとおり、川崎市青少年科学館マスコットキャラクター「かわさきぷりん」着ぐるみを使用したいので、申請します。

行事名	
行事内容	
使用場所	
使用期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
引渡希望日時	平成 年 月 日 ( )
返却希望日時	平成 年 月 日 ( )
申請者の事業概要 (個人での使用の場合は省略可)	
担当者	(所属) (氏名) (連絡先)

(注) 行事内容がわかる資料等 (企画書、チラシ等) を添付してください。

(第2号様式)

文 書 番 号  
平成 年 月 日

川崎市青少年科学館マスコットキャラクター「かわさきぷりん」  
着ぐるみ貸出承認・不承認通知書

所在地（住所）  
団体名  
代表者名（氏名）

川崎市青少年科学館長

平成 年 月 日付けで貸出承認申請のありました川崎市青少年科学館マスコットキャラクター「かわさきぷりん」着ぐるみの貸出については、次のとおりとします。

通知結果	承認・不承認
行事名	
行事内容	
使用場所	
使用期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
引渡日時	平成 年 月 日 午前・午後 時
返却日時	平成 年 月 日 午前・午後 時
承認番号	
理 由 (不承認の場合のみ)	

- (1) 川崎市青少年科学館マスコットキャラクター「かわさきぷりん」着ぐるみ貸出要綱に沿って正しく使用してください。
- (2) 貸出承認を受けた目的及び用途のみに使用してください。

(第3号様式)

文 書 番 号  
平成 年 月 日

川崎市青少年科学館マスコットキャラクター「かわさきぷりん」  
着ぐるみ貸出承認取消通知書

所在地（住所）  
団体名  
代表者名（氏名）

川崎市青少年科学館長

平成 年 月 日付け承認番号第 号で承認した川崎市青少年科学館マスコットキャラクター「かわさきぷりん」着ぐるみの貸出については、次の理由のため承認を取り消します。

該当事項	取消理由
	法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるため。
	政党、政治、宗教及び営利活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるため。
	自己のマスコットとして使用し、又はそのおそれがあると認められるため。
	川崎市青少年科学館の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるため。
	定められた使用方法によって使用しないと認められるため。
	その他、館長が適当でないと認めるため。 理由 ( )